

フランスの大規模小売店舗立地規制

—ラファン法—

経営学部教授 野 松 敏 雄

今、我が国では超大型店の出店ラッシュが全国至る所で進んでいる。特に、大店法（大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律）が廃止され、大店立地法（大規模小売店舗立地法）が施行された2000年6月以降、大型店の出店届け出件数は急増した。経済産業省の調べでは2000年6月から12月—13件、01年—372件、02年576件、03年—746件、04年1月から3月—237件となっている。これが「シャッター通り」「空き店舗」などといわれるほど多くの商店街の疲弊の大きな要因となっている。こうした状況に対して、大型店の出退店にルールを設定し、商店街の活性化を再び実現することが大きな課題になっている。欧米諸国では1970年代から80年代の規制緩和を教訓にして、その後大型店規制・商店街活性化の強化に政策転換した。なかでもスーパー・マーケット、ハイパー・マーケットなどの大規模小売店⁽¹⁾に対する厳しい流通規制を実施しているフランスへの関心が高まっている。

(1) フランスにおける大規模小売店舗立地規制—ロワイエ法

戦後フランスでは、高度成長期において急激な人口増加、都市化の進展、自動車の普及などにより経済社会は大きく変化した。それまで百貨店や大衆百貨店を除けば、伝統的な小規模零小売業中心であった商業においても、スーパー・マーケット、ハイパー・マーケットなどセルフサービス方式の大規模小売店が急成長しその構造を大きく変えた。これに対する中小小売店の反ハイパー・マーケット運動が激しくなるなど、大規模小売店と地元中小小売店との摩擦が激しくなっていった。この状況の中で大規模小売店の出店と地元中小小売店との間の商業調整を行い、地

元の中小小売店を保護する目的で制定されたのが、商業と手工業の方向付けに関する1973年12月27日法（通称ロワイエ法）であった。

ロワイエ法による主な流通規制は次のとおりである。

- ①人口4万人以上の都市では床面積3000m²以上、売場面積1500m²以上、人口4万人未満の都市ではそれぞれ2000m²、1000m²以上が規制対象となる。この対象となる店舗の新設および200m²以上の増床あるいは店舗の改築は、それぞれ届け出て許可を受けなければならない。
- ②対象となる面積は物販に限られ、レストラン、喫茶などの飲食店、ホテル、映画館などのサービス業や卸売業は除外された。
- ③出店希望の店舗は建設許可をうける前に、県商業都市計画委員会（93年から、県商業施設委員会）に申請し、審査を経て許可を得なければならない。
- ④県商業都市計画委員会の構成メンバーは、市町村長を含む地域代表9名、商業・中小企業代表9名、県知事に任命された消費者代表2名の合計20名（93年から、7名）で構成され、知事が主宰する。
- ⑤県商業都市計画委員会での審査期間は3ヶ月であり、3ヶ月以内で決定されれば許可が得られたものとなる。もし審査結果に不服があればその決定の日から2ヶ月以内に商業・手工業大臣に不服申し立てができる。この不服申し立ては申請人からでも、委員会の構成メンバーの3分の1の委員（7名）、または県知事からでもできる。
- ⑥商業・手工業大臣はこの申し立てを受理すれば全国商業都市計画委員会（93年から、全国商業施設委員会）構成メンバーは、関

係地域の国会議員 9名、商業・手工業代表 9名、消費者代表 2名の20名である)に諮詢し、この答申を得て決定する。この委員会での審査期間は 3ヶ月であり、最終決定まで早ければ 3ヶ月、遅くて 8ヶ月で結論がされることになる。

同じ時期、日本では1974年に同じ大規模小売店舗の規制を目的とする大店法が制定されている。このロワイエ法による流通規制・出店調整は床面積あるいは売場面積のみが対象となっており、大店法における規制 4項目(売り場面積、閉店時間、休日日数、開店日)にもとづく日本の流通規制とは異なっていた。日本では80年代以降、規制緩和の流れのなかで大店法廃止と大店立地法施行により流通規制は著しく緩和され今日に至っている。

(2) ラファラン法による流通規制強化

フランスにおける大規模小売店の出店規制は、日本の規制緩和の方向とは反対に規制強化の方向にある。ロワイエ法の目的は、自動車を利用できない高齢者や大型冷蔵庫のない人たちのために商業上の観点から大規模小売店と地元中小小売店とのバランスをとることであり、したがってこの法律は事実上中小小売店を保護するものであった。その後、ロワイエ法の盲点を突き基準面積以下の出店が多発し、また一時的規制緩和などにより90年代に入って大規模小売店の過剰出店が明確となつたため、幾多の法改正を経て流通規制は強化されることになった¹⁰⁾。その結果93年には一時的に郊外大型店の出店凍結が実施される事態が発生した。そして1996年に大幅にロワイエ法が規制強化の方向で修正されることになった¹¹⁾。

このロワイエ法を強化改正した商業および手工業の発展促進に関する1996年7月5日法(通称ラファラン法)のポイントは次のとおりである¹²⁾。

- ①人口 4万人以上の都市は1500m²以上、4万人未満の都市は1000m²以上の売り場面積が許可対象であったものを、いずれの都市も300m²以上を対象とした。

なお、次の条件も設定された。

- ・売場面積300m²以上の店舗の新設及び既存店が食品店に転換する場合
- ・既存店が集積して1000m²以上の店舗として開業する場合
- ・既存店が業種転換で非食品店を2000m²以上の店舗として開業する場合
- ②規制対象には大型小売店舗の新築・増床のほか、ホテル、シネマセンター、店舗付ガソリンスタンドを追加した。
- ③店舗面積 6 000m²以上の新設・増床には公聴会を義務付けた。
- ④93年に県商業施設委員会の構成メンバーが地元議員代表 4名、商工会議所代表 1名、地元業者代表 1名、消費者代表 1名の合計 7名に削減されたが、ラファラン法ではさらに議員代表を 1名減らし 3名とし、許可に必要な賛成数を過半数から 4名とした。全国商業施設委員会の構成メンバーは 8名に削減された。
- ⑤審査期間を3ヶ月から4ヶ月に延長した。

このような大まかな特徴をもつラファラン法について、「EU/フランス中小企業事情視察」の中でパリ商工会議所から提供された資料により紹介する¹³⁾。

ラファラン法の要点

【I】商業施設立地規制

〈I〉総論

ロワイエ法は96年7月5日法第96-603号(ラファラン法)により修正された。この法律の内容は96年4月12日法第96-314号を前提としている。過去30年間フランス商業部門は大きく変化した。スーパー、その後のハイパーの都市近郊への進出、商業センターの開設は消費者に大きな魅力を与えてきた。これらの商業は新しい販売技術を生み出し—セルフサービス、情報管理—、この革新は新しい商業にとって飛躍(低価格大量販売)の切り札となっている。この革新により新しい商業は中小小売店を犠牲にして市場の圧倒的分野を獲得することを可能に

した。その結果、中小小売店は都市のみならず地方においても閉店を余儀なくされている。

(1) 60年代以降商業部門は大きな変化を経験

大規模小売店は70年には食品販売の33.4%をしめていたが、それが今日65%である。これは主としてハイパー（全体の31.3%）、スーパー（同29.1%）によるものである。中小小売店一食品一般は70年には、52.6%であったが、今日27.8%にまで落ち込んでいる（パン・菓子製造販売—95年には5.6%—は除く）。

大規模小売店の市場シェアの伸びは明らかに商業技術の進歩によるところが大きい。食品中心の大規模小売店に関しては、本格的発展はここ30年間継続して見られたことであり、今日それは全国的傾向である。しかし、人口密集地域、交通要所での利用可能土地の少なさにより、家計消費の低迷にも関係して、一部ハイパーも入居した商業センターの開店プロジェクトの減少傾向さえ生じている。

複合商業施設は逆に新しい流通形態として特にドイツ、オランダの子会社の参入により拡大している。このためにフランスグループはこれと同じタイプの店舗展開や他のグループとの提携を進めている。そのため、今日多くの新しいスーパーは複合商業施設に発展した。また、今日フランスはハイパーが最も多い国といわれている—人口10万人当たり1.5店（ドイツ—1.3、イギリス—1.3、ベルギー—1、スペイン—0.3、イタリアー0.2）。

他方、巨大専門店は確実に発展している。日曜大工センター、ガーデニングなどであり、それらは都市周辺にしか立地できないような広大なスペースで展開している。

また、ここ10年都市中心部では新しい消費スタイルや新しいコンセプトに関する趣味やスポーツ、玩具にかかる店舗が維持されている。複合商業施設に関する規制を目的とする90年12月31日法によりそれらの店舗が複合商業施設内に開設される場合には、その店舗面積が基準（1000m²）以下であっても認可対象となる。

表1 75・95年のハイパー・スーパーの伸び

ハイパー	スーパー	計			
店舗数	売り場面積(m ²)	店舗数	売り場面積(m ²)	店舗数	面積(m ²)
75 305	1820000	2846	2182000	3151	40002000
95 1071	6077000	7700	7300000	8711	13377000

大規模小売店の非食品販売のシェアは70年には14.2%だったものが、95年には37.6%に達した。中小小売店はこの間、57.2%から42.4%に下がった。ビッグストア（非食品販売）の中ではハイパーと非食品専門店がのび、前者は非食品販売全体の18.3%、後者は14%であった。都市周辺への消費者の移住により、ハイパーは大規模専門店も展開している—日曜大工センター、装飾品関係（衣類、靴、スポーツ用品、玩具など）。

(2) 修正された商業施設立地規制

大規模小売店のアーチーな出店を回避するためにロワイエ法は行政認可制度を確立し、これにより基準以上の売り場面積を持つ小売店舗の新設・増床について建物建築以前に行政認可を行うことになった。これらの立法規定は大規模小売店の急速な拡大により修正を余儀なくされた。特に、事前認可を無効にするような商業施設同一敷地内での異なる建物の商業施設の立地である。また、贈収賄の予防という目的もあった。

よって、これらの立地規制は次の2点で改正された。

①90年11月31日法の趣旨に沿って、都市周辺で、それぞれ基準以下の売り場面積を持ついくつかの店舗により構成される商業施設の無認可建設に終止符を打つこと。

②93年1月29日法の趣旨に沿って、この規定の運用の有効性と道徳性を改善すること。とくに、県と全国のレベルで新たな決定ないし勧告の機会の創設によって。

もちろん、ロワイエ法は近年の多様な商業形態の展開のみならずフランス全体に影響を与えており運動も考慮しなければならなくなってしまった。この10年間、都市中心部の機能麻痺や地方の商業の空洞化が続いてきた。そのうえ、73年法に

よる現行の売り場面積基準は「攻撃的」な複合商業施設によって行政コントロールをすり抜けることを許してしまってき。事実、96年7月5日法までは、売り場面積1000m²以下（人口4000人以上であれば1500m²）であれば、商業施設全体を除けば各店舗の新設・増床については事前の認可は必要なかった。その結果、94年には複合商業施設が331店新設された。これはスーパーの売り場面積の80%以上を占める。複合商業施設の新設はここ10年間高いリズムで伸びている—89年29店、95年239店、96年132店。

業種転換の自由はときには認可制度におけるひとつの隘路ともなっている。事実上、現行規定では一度認可を受ければ、開店以前であれば商業活動の実質的変更の場合のみ認可の対象となる。反対に開店以降においては商業活動の変更是いかなる指導も受けない。したがって、商業活動とは何という根本的検討はさておき最大限拡大解釈したうえで、商業活動の変更を認可対象とすることは混乱を避けるために必要なことである。

よって、96年7月5日法は現行規定を抜本的に修正することとなった。

〈II〉 商業施設認可制度

商業施設認可制度は多くの法案により改正されてきた。認可対象売り場面積基準の引き下げ、認可に必要な新しい手続きなどである。

ロワイエ法の修正は次のような点である。

- ①CDEC（県商業施設委員会）、CNEC（全国商業施設委員会）へ提出された資料によって雇用、環境面での影響の検討。
- ②売り場面積基準（新設・増床）の300m²への引き下げ。商業施設の住所の変更も認可対象とする。売り場面積6000m²を超える場合の公聴会開催義務。
- ③CDECの委員構成の変更。CNECの場合は現行のまま。認可決定は4人以上の賛成の場合に限る。
- ④無認可予防を目的とする罰則強化。

また他方では、特定地域では現状分析に基づく商業発展計画の整備は商業施設開発の目標設

定と密接に関連している。このために、地域的立地手続きに関係する新たな商業施設規制制度確立を目指して、検討と実験の新たな第一歩が踏み出された。対象とするところは地域商業発展計画の個別的組織的検討である。これによりいくつかの検討すべき課題が定められた—あるひとつのテーマに基づく地域開発、その潜在的価値、テーマの決定方法と改正方法—。これらの実験の結論は97年度末に国会に報告書として提出される。これらの実験の結果は政府と国会が商業発展計画の実施条件と内容を検討する際の基礎資料となるだろう。

主な検討すべき課題

- ①維持され、ないし正確さを期待される評価基準

純経済的な性格から商業施設認可は都市計画法の定めるものと全面的に異なった法体制のもとで行われる。商業施設委員会は地域開発要請も考慮しなければならない。

特に、

- 1) 中心市街地、過密ゾーンにおける過密の再調整

- 2) 地方、中山間地域の商業活動の維持

なお、商業部門における競争条件は案件ごとに委員会が定める。

- ②新しい基準

- 1) 認可を受ける商業施設の新設・増床による雇用従業者への影響

- 2) 環境保護、都市生活の質

- 3) 商業施設の近代化と適応の必要性

- 4) 予防的罰則

実質的な予防的罰則規定を適用するために、96年4月12日法が導入した規定は一般化される。つまり認可が売り場面積を基礎に実施されることを明示するために、開店日における、違反面積のみならず不法利用の面積も含めて認可対象とする。加えられる罰金は不法な営業により得られる利益に比べてはるかに大きくされる。これまでほとんど予防的役割を果たしていなかった罰則は大幅に強化される。これにより、今まで議論の対象となっていた手続きは法律的に終止符が打たれることになる。

〈III〉 主な修正点

(1) 特殊な場合

①活動の拡大、転換、変更

1 店舗ないしひとつの商業施設の売り場面積が300m²を超えるような増床は1 m²超える毎に届け出なければならない。同様に、商業活動の変更に伴う建物の再利用も認可の対象となる。この義務は根本的転換の場合のみである。

店舗の活動部門の次のような変更は認可の対象となる。

1) 食品中心の商業においては、売り場面積300m²を超える場合

2) その他の商業においては、売り場面積が2000m²を超える場合

事実、活動の変更は店舗の開店以上に消費者にとって影響が大きい可能性が高い。したがって、大規模な計画は県商業施設委員会によりコントロールされるのは当然であろう。

②燃料小売業（ガソリンスタンド）の開業の場合

ガソリンスタンドチェーンの整備については特別な制度が規定されている。

この整備（新設・増床）が認可対象の商業施設に付随する場合、ガソリンスタンドの売り場面積にかかわらず認可対象となる。したがって、ガソリンスタンドチェーンの展開は今後は自由に実施することは出来ない。この規定はガソリンスタンドの過剰な乱立を防止することの必要性からきている。そして大規模ガソリン流通がコントロール外に於かれていればそれは維持できないからである。

③自動車販売修理部門

自動車販売は明らかにロワイエ法の適用分野である。ただし、自動車販売・修理の伝統的部門を過剰にペナルティを課すことなく、またこの部門の特殊性を考慮して、認可の対象となるのは売り場面積1000m²を超える自動車販売修理業の新設・増床の場合のみである。

(2) 上限

進出市町村の人口規模に関係なく、売り場面積300m²という唯一の基準は小売店舗ないし商業センターの新設・増床すべてにかかる。しかし、特殊の場合には、売り場面積について異なった基準が設定されている。

事前認可の対象となるのは次の場合である。

①売り場面積に関係なく次の基準

1) 売り場面積300m²を超える店舗ないし商業施設に入居しているガソリンスタンドの新設

2) すでに売り場面積が300m²を超えて営業している店舗ないし商業施設の売り場面積の増床

②300m²を超える案件

1) 新規建設ないし既存建物の変更による、店舗ないし商業施設の新設

2) 既存の店舗の合併による食品中心の店舗の新設

3) 既存の商業活動の変更による食品中心の店舗の新設

4) 閉店後2年経過した商業施設の再開。

5) 店舗変更認可に伴って空きスペースとなつた敷地での小売店としての再利用。

③1000m²以上の案件

近隣の既存店の合併による非食品中心の店舗の新設（売り場面積の増床が伴わない場合は除く）

④2000m²以上の案件

既存の商業活動の変更に伴う非食品中心の店舗の新設

（3）法が適用される新しい分野

①ホテル業

部屋数30室以上の収容能力のあるホテルの新設は事前認可の対象となる。ただし、イル・ド・フランスではこの上限は50室となる。ホテル業をロワイエ法の適用対象とすることには伝統的ホテル業の荒廃を回避したいという行政の強い意志がある。伝統的ホテル業は現在、都市近郊での「過剰サービス排除」、労働力削減をセールスポイントとするホテルにより衰退を余儀なくされている。ホテル業者がこれらの規定により手続きをする場合、CDECは県観光委員会に事前に意見を求める。

②シネマセンター

「シネマコンプレックス」とくに中小都市近郊、文教都市におけるシネマセンターの進出は都市中心から青少年を奪っている。シネマコンプレックス進出を規制するために、シネマ固有の問題を検討するため特別委員会が創設された。この県シネマ施設委員会の委員数は7人であり、県知事が主宰する。この委員会で認可対象となるのは、座席数1500以上のシネマセンターの開設・増床のすべての場合である。開設後5年経過すれば認可対象は座席数2000以上の場合のみである。国会はシネマコンプレックスの旧施設の近代化を認めている。なお、県シネマ施設委員会の決定はCDECへの提訴の対象となる。

（4）手続き

①手続き規定は多様である。

- 1) 売り場面積1000m²を越えない申請の場合の手続き緩和。
- 2) 売り場面積6000m²を超える店舗、商業施設の新設案件の場合、公聴会開催義務という手続き強化。

②商標掲示の義務（店舗名称明記）

- 1) 売り場面積20000m²を超えない案件で、そこに入居している店舗が売り場面積2000m²を超える場合
- 2) 売り場面積20000m²を超える案件で、そこに入居している店舗がその売り場面積の10%以上の場合

（5）法の適用外

- 1) 売り場面積1000m²の拡張とならない近隣店舗の合併（食品であれば300m²）。
- 2) 薬屋の新設・増床。
- 3) 修理工場を敷設するという条件付で、売り場面積1000m²未満の自動車販売修理工場の新設・増床。
- 4) 公設小売市場の新設。
- 5) 鉄道駅内での売り場面積1000m²未満の店舗の新設・増床。

【II】商業施設委員会の機能

（1）県商業施設委員会

店舗の新設・増床計画は売り場面積が基準以上であれば、建設認可に先立って所管の県商業施設委員会への認可申請が必要である。委員会は申請案件に関係する人々により構成される。CDEC委員数は地元議員代表1名削減の結果、7名から6名に削減された。

①委員構成

- 1) 3名は案件にかかわる地元議員代表
 - ・市町村議員
 - ・進出市町村が5市町村にかかわる場合は関係する広域市町村の中で最も人口の多い市町村長
 - ・広域共同利用施設、福祉施設の代表
- 2) 3名は個人資格
 - ・商工会議所代表
 - ・手工業会議所代表
 - ・県消費者団体代表

CDECの委員構成の中で調整機関の代表の相対的比重の増大は、申請案件の賛否は4名以上の賛成（従来は過半数）により決せられるという、新多数決ルールによるものである。CDECへの提訴条件は修正される。従来の提訴条件—3名—は2名の委員によるというように変更される。

②認可手続きは以下のように変更される。

- 1) 議決に参加しないCDECを主宰する県知事は、県商業施設委員会に対して政府が定めた全国商業・手工業発展近代化計画の内容についての情報を提供する。
- 2) 県雇用関係部局代表も発言権はないが、会議に参加する。
- ③各委員の投票は公的なものである。CDEC委員は政府部局代表により補佐される。
 - 1) 委員会担当事務局
 - 2) 委員会へ資料と報告書を提出する県競争消費不公正是正部長
 - 3) 案件の雇用に及ぼす影響を検討する県労働雇用養成部長
 - 4) 地域開発と広域市町村均衡の観点から案件に対して勧告をする県商業施設部長

フランスの大規模小売店舗立地規制—ラフラン法—(野松)

④委員会は申請受理から4ヶ月以内に可否を決定する。

(2) 全国商業施設委員会

CDECの決定はCNECに対する提訴の対象にもなる。この提訴権は申請者、県知事、CDEC委員の2名に与えられている。なお、このCDECの2名の委員のうち1名は地元代表でなければならない。CNECは独立した行政機関であり、ロワイエ法により商業担当大臣に付託された決定権を行使する。

①委員構成

当委員会は商業店舗、ホテル施設に関する案件について検討するときは8名で構成される

- 1) 上院議員
- 2) 商業裁判所判事
- 3) 会計検査院メンバー
- 4) 商業施設検査官

5) 流通、消費、地域開発、雇用に関して権限を持つ機関に指名された4名。すなわち上院議長、下院議長、商業担当大臣、雇用担当大臣によりそれぞれ1名ずつ指名される。

これらの委員は政令により指名され、6年間は変更されない。

②認可手続

関係する政府委員会は当委員会に対して資料を提供するとともに、関係大臣の見解も委員会に提示される。CNECは進出市町村長、申請者、案件施設関係者にその勧告を閲覧させることが出来る。当委員会が小売店舗に関する案件について決定をするとき、委員会事務は商業・手工業・サービス部が担当することになる。CNECに関するすべての決定は1999年度以降上記のような方針で下される。

表2 県別平均商業施設面積(1999年末現在)

県	平均商業施設面積 (人口1000人あたりの面積)	平均売上(F) (m ² 当たり)	備考
パリ	119.3	300000以上	パリとオードセーヌの遅れはスーパーマルシェ、ハイパー用地不足による同上
オー・ド・セーヌ	150.8	160000	—
ローヌ	175.5	152000	—
バル・ド・マルヌ	199	85000	Vitry et Creteil の売場拡張後は202.8
アルプ・マリウム	201.5	70000	Nice のハイパー拡張後は204.9
セーヌ・サント・ドニ	201.8	95000	—
ロワール	210	42000	—
イゼール	219.4	55000	—
バル・ド・オワーズ	220.1	57000	Gargesのハイパーの拡張、Argenteil のハイパーの創業後は230
イブリーヌ	221.6	68000	Bois d'Arcy, Montigny のハイパー拡張、Mureaux のハイパー新設後は228.3
ボーフュ・ド・ローヌ	238.4	61000	—

(注)

(1) INSEE(国立経済統計研究所)は売り場面積と、食品販売の割合に基づいて商業における業態を次のように分類している。この中で、大規模小売店舗(大型店)として位置づけられているのは、百貨店、ハイパーマーケット、スーパーマーケット、廉売百貨店である。

図1 業態の区分

(店舗の売場面積)	百貨店	ハイパーマーケット	
2,500m ²	その他の 非食料品 で非専門店	廉売百貨店	スーパー・マーケット
400m ²		スーパー・レット	
120m ²		一般食料品店	
	1/3	%	1
		(食品の販売割合)	

(出所) 白石善章「フランス流通の歴史とその構造的展開」
 白石善章／田中道雄／栗田真樹編著
 『現代フランスの流通と社会』ミネルヴァ書房、
 2003年6月、29ページ。

- (2) ロワイエ法については、佐々木保行「現代フランスの流通政策」保田芳昭編『日本と欧米の流通政策』大月書店、1995年6月参照。なお、ロワイエ法は流通規制の側面のみならず、租税政策、社会保障規定、さらに競争条件整備など総合的な法体系を構成している。
- (3) Industrie,distribution:le nouveau rapport de force,L'Usine Nouvelle N2568,31 octobre 1996,pp.22-26.
- (4) ラファラン法による出店規制に加えて、競争法の改正（競争に関する1986年12月1日政令を改正する96年7月1日法、通称ギャラン法）により、不当な低価格販売の禁止など大規模小売店の不公正な取引規制も強化された。Réforme du droit de la concurrence,L'Usine Nouvelle, N2574,12 décembre 1996,p.75.
- (5) ラファラン法については、白石善章「フランスの中小企業政策—ロワイエ法を中心としてー」中小商工業研究所編『現代日本の中小商工業（国際比較と政策編）』新日本出版社、2000年4月および同「フランス流通政策の展開とその独自性」白石善章／田中道雄／栗田真樹編著、前掲書参照。
- (6) ここで紹介した資料は次の3点である。
 - Le dispositif de régulation des implantations commerciales, Ministère de Economie, des Finances et de l'Industrie,28/10/1999.
 - (【I】商業施設立地規制)
 - Le fonctionnement des commissions d'équipement commercial, Ministère de Economie,

des Finances et de l'Industrie,28/10/1999.

(【II】商業施設委員会の機能)

Département très urbanisé dont l'équipement est inférieurs à 90% de la moyenne nationale hors Ile-de-France, Ministère de Economie, des Finances et de l'Industrie,15/05/2000. (表2 県別平均商業施設面積)
 なお、この表2によればパリ地区の商業施設の平均面積は全国平均の90%に満たないことがある。